

臼田町・佐久市・浅科村 任意合併協議会設立準備会が 設置されました

七月三日

調印式行われる

七月三日、臼田町・佐久市・浅科村の三市町村による「任意合併協議会設立準備会」の設置調印式が市役所大会議室で執り行われました。

これにより、臼田町・佐久市・浅科村の三市町村による合併協議は、具体化な第一歩を踏み出すことになりました。



左から加藤町長・三浦佐久市長・佐藤浅科村長

臼田町では、今日の経済情勢低迷の中で町単独での行財政施策の現状を考えた時、多くの課題と住民ニーズに総合的・効果的に応えるためには市町村合併は避けて通れないものと認識し、今年二月に実施した住民アンケートの結果を踏まえ、多くの住民の皆様の意向を市町村合併の取り組みに反映させるため、近隣市町村との合併研究の話し合いを重ねてきました。

今後は資料の収集・検討を重ね、平成十七年三月末までの合併を目的として、具体的な協議を進めていきます。そして、近隣市町村への準備会参加も呼び掛けながら、最善の合併について研究していきます。

任意合併協議会設立準備会が開催されました

調印式終了後、第一回目の任意合併協議会設立準備会が開催されました。

そして今回、合併に対し共通認識をもつ佐久市・浅科村との具体的な協議を一層推進するためにも、任意合併協議会の早期設立を目的に、その準備会を設置することで、合意することができました。



意合併協議会設立準備会が開催されました。準備会は、三市町村の長と議会議員により組織され、座長には、三浦市長が互選されました。準備会では「合併推進の全体の流れ及び各段階における組織と役割」や「準備

調印式では、これから合併の協議を進めるうえで基本となる事項について確認がされ、それに引き続いて加藤町長、三浦佐久市長、佐藤浅科村長による調印が行われました。

また、川村議会議長、上原佐久市議会議長、櫻井浅科村議会議長が、立会人として調印をしました。

会設置要綱」が承認され、準備会事務局は、座長所在の佐久市に設置が決まりました。また、任意合併協議会の設立時期については、平成十七年三月末までの合併を踏まえ、今年の秋を目途として準備を進めることが確認されたほか、任意合併協議会の規約や組織の原案についても協議されました。

任意合併協議会設立準備会の設置に関する合意書

佐久市・臼田町・浅科村の3市町村は、全ての住民が生きがい豊かに暮らせる21世紀のまちづくりを進めるため、平成17年3月末の市町村合併を目的として、下記の確認事項を踏まえ、任意合併協議会設立準備会を設置することに合意する。

記

【確認事項】

1. 健全財政の堅持について

新市における自治能力の向上のために、3市町村は健全財政を堅持するものとする。

特に、新市への負担となる公債費については、各市町村ともに公債費比率を16%以下とすることを目標とする。

2. 新規大型事業について

新規大型事業については、新市の建設を総合的、効果的に推進するために、新市建設計画に位置づけるものとする。

なお、社会情勢等に鑑み、合併前に着手の必要のある箱物の建設等については、3市町村において協議するものとする。

3. 行政の効率化について

市町村をとりまく厳しい財政状況の折り、行政効率化の推進のために、合併前に職員数の増加や給料の増額は行わないものとする。

4. 中部横断自動車道の早期開通について

中部横断自動車道の早期開通は、佐久地域における21世紀の最大課題であることを、3市町村の共通認識として、その実現に向け全力を上げて取り組むこととする。

(臼田町にメディカル・ハイウェイ・オアシスを設置し、救急救命センターを建設して、沿線の医療過疎地帯からの解消を図る)

5. 近隣市町村について

今後、近隣市町村より本準備会への参加の申し出があった場合には、速やかに、3市町村長により、上記の確認事項をもとに協議を行い、意思決定するものとする。

平成14年7月3日

佐久市長 三浦大助

臼田町長 加藤哲夫

浅科村長 佐藤治郎

立会人

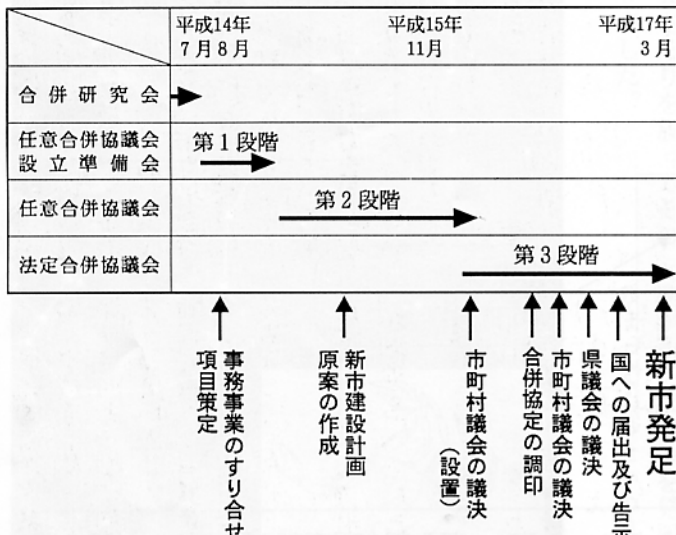
佐久市議会議長 上原 泉

臼田町議会議長 川村喜重郎

浅科村議会議長 櫻井 榮

合併が期限内に成立するには、次のようなスケジュールが必要となってきます。

《合併推進の全体の流れ及び組織と役割》



段 階	役 割	設 置 根 拠	議 会 議 決	手 続 き
【第1段階】 設立準備会	- 任意合併協議会の設立準備(規約、委員構成、予算案等の作成、設立時期) - 住民への情報提供 - その他必要事項(関係市町村の行財政の現況・事務事業のすり合わせ項目策定等について)	任意	不要	任意
【第2段階】 任意合併協議会	- 合併に係る基本的事項の事前協議 - 事務事業の一元化協議 - 合併に関する共通認識事項の確認 - 新市建設計画原案の作成 - 法定協議会の設立準備 - 住民への情報提供、意見の把握反映 - その他必要事項	任意	不要	任意
【第3段階】 法定合併協議会	- 合併協定項目の協議 - 新市建設計画の作成 - 住民への情報提供 - 県等との事前協議 - その他必要事項 《合併の手続き》 - 合併協定の調印 - 市町村議会の議決 - 県議会の議決、県知事の決定 - 国への届出、告示	地方自治法第252条の2①	必要	知事への届出(法第252の2②)

なぜ合併？「交付税は財政のパロメーター」(上)

市町村合併を 考えよう！ No.9

～『住民サービス＝財政力』合併を検討する理由～

合併研究についてはこれまで、国の財政措置や町の動きについてお知らせしてきました。

では、なぜここにきて合併の話題が急に出てきたのでしょうか。その理由をあらためて考えてみますと、自治体財政の厳しい状況もありますが、「合併特例法」の延長停止により平成17年3月で期限切れとなること、更には今年から行われる「普通交付税の段階補正の見直し」が問題になっているからです。

どうして交付税が全国的に問題となり、合併が検討されているのか、もう一度一緒に考えてみましょう。

交付税とは？

交付税とは、毎年の計算による町の必要とする金額(基準財政需要額)に対する町税・国譲与税等の収入見込額(基準財政収入額)が不足する部分に国が補てんするものです。

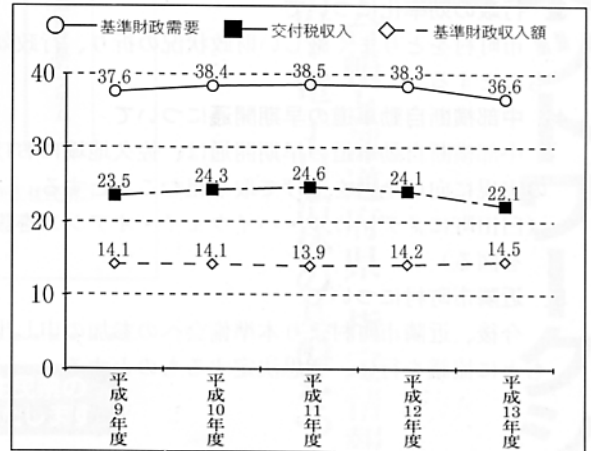
交付税は 収入が多いと少なくなり、

収入が少ないと多くなります。

その様子を表にしてみると下のようになります。

町の最近5年間の交付税の推移

(単位:億円)



基準財政需要額
(50億円)

普通交付税
(12.5億円)

基準財政収入額 (75%)
(37.5億円)

留保財源
(25%)
(12.5億円)

標準的な収入等
(50億円)

留保財源？

交付税上、収入としてはあるべき額の75%を見込んでいます。残り25%は町の「自己財源」として交付税の計算からは除かれて「留保」されます。

留保財源は、徴収率等の影響により減少することになります。

基準財政需要額
(50億円)

普通交付税
(35億円)

基準財政収入額
(75%)
(15億円)

留保財源 (25%)
(5億円)

標準的な収入等
(20億円)

本来、交付税が少ないほど財政力は豊かであると言えます。さらに、収入額が需要額を上回ると、国は普通交付税を補てんしなくなります。計算上の不足額がなくなるため、財政力があり豊かな自治体と言うことができるためです。